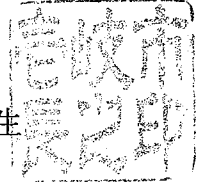


壱岐市公告第29号

市有財産売却について、条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び壱岐市財務規則（平成16年壱岐市規則第32号）第68条の規定に基づき、次のように公告します。

令和8年8月13日

壱岐市長 篠原 一生



1 売却物件

物件 番号	所在地等	登記地目 種類・構造	面 積 (㎡)	最低売却 価格 (円)	備考
1	(土地) 芦辺町瀬戸浦字後川 373 番 4	宅地	319.09	690,000	
	(建物) 芦辺町瀬戸浦字後川 373 番地 4	共同住宅 コンクリートブロック造 スレート葺平家建	94.86		
2	(土地) 芦辺町瀬戸浦字後川 373 番 5	宅地	347.35	925,000	
	(建物) 芦辺町瀬戸浦字後川 373 番地 5	共同住宅 コンクリートブロック造 スレート葺平家建	94.86		
3	(土地) 芦辺町瀬戸浦字後川 373 番 6	宅地	370.97	291,000	
	(建物) 芦辺町瀬戸浦字後川 373 番地 6	共同住宅 コンクリートブロック造 スレート葺平家建	136.48		
4	(土地) 芦辺町瀬戸浦字後川 373 番 7	宅地	316.49	71,000	
	(建物) 芦辺町瀬戸浦字後川 373 番地 7	共同住宅 コンクリートブロック造 スレート葺平家建	126.48		

※最低売却価格とは、この金額以上であれば入札に参加できる最低金額のことです。

※売却物件には、購入後における住宅等の建築義務はありませんが、用途（都市計画法、建築基準法等の関係法令等）について条件の指定があります。

※物件によっては、工作物、構造物、敷設設備、樹木などがありますが、これらの改修、撤去、伐採等について壱岐市は対応いたしません。

2 入札方法

- (1) 「条件付一般競争入札」により、竜崎市が定める最低売却価格以上の金額で、最高の価格をもって入札した方と売買契約を締結します。
- (2) 落札者となるべき入札者が複数の場合は、抽選により落札者を決定します。
- (3) 落札者が権利を放棄した場合は、次に高い価格で入札した方を繰り上げて落札者とします。

3 入札参加資格

- (1) 条件付一般競争入札には、次に掲げる者を除き、個人又は法人を問わず参加できるものとします。

※入札に参加することができない者

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札に参加できない者
 - (イ) 申込日現在において 20 歳未満の者
 - (ウ) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - (エ) 市に納付すべき税、使用料、分担金等について滞納がある者
 - (オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号から第 6 号までに規定する者、その他反社会的団体及びこれらの構成員並びにこれらの者から委託を受けた者
 - (カ) 市長が入札参加者として不適格であると認める者
- (2) 2 人以上の方が共同で購入しようとする場合は、共同購入者の持分等を記載した共同入札代表者選任届兼委任状（様式 5）に、共同購入者全員の住民票又は法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を添付すること。

4 用途指定条件

- (1) 売却物件には、次の用途指定の条件を付すものとします。
 - (ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する営業の用途に使用してはならない。
 - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 1 項第 2 号から第 6 号までに規定する者、その他反社会的団体及びこれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に使用してはならない。
 - (ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条に規定する廃棄物を処理するための用途に使用してはならない。
 - (エ) その他売却物件の用途として適当でないと市長が特に認める用途に使用してはならない。

- (2) 売却物件は売買契約締結の日から10年間、市の承認を得ず、売買、贈与、交換、出資等による第三者への所有権の移転、又は売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利、若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。この規定は、市の承認を得て所有権の移転、又は権利の設定を受けた者についても承継する。

5 入札参加申込の手続き

- (1) 提出書類 市有財産売却一般競争入札参加申込書(様式1)
市税等納付状況照会同意書(様式1-2)
共同入札代表者選任届兼委任状(様式5)(必要に応じて)
※申込書等の様式は、壱岐市ホームページに掲載しております。
また、壱岐市役所総務部財政課(郷ノ浦庁舎3階)にも準備しております。
- (2) 添付書類 (発行後3ヶ月以内のもの)
- 1) 個人の場合 住民票
- 2) 法人の場合 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
市外の場合は納税証明書及び使用料等完納証明書(水道・住宅・駐車場など)も添付すること。
- (3) 受付期間 令和8年8月13日(木)～令和8年9月14日(月)
※午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日及び祝日を除く)
- (4) 受付場所 壱岐市役所 総務部 財政課(郷ノ浦庁舎3階)
【郵送の場合】 令和8年9月14日(月)迄に必着するよう簡易書留により、
下記へ送付してください。
〒811-5192
長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触562番地
壱岐市役所 総務部 財政課 契約管財班 宛
「市有財産売却一般競争入札参加申込書在中」と朱書き
- (5) 審査等 申込書受理後、書類審査のうえ、入札参加資格者には入札に必要な書類を郵送します。

6 入札の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和8年9月30日(水) 午後1時30分
- (2) 入札場所 壱岐市役所 郷ノ浦庁舎 2階会議室
- (3) 注意事項 都合により入札を辞退される場合は、事前に「入札辞退届(様式6)」を提出してください。
入札開始時刻までに入札会場に入室していない場合は、入札参加を「辞退」したものと取り扱います。入札当日は内容説明を行いませんので、不明な点はあらかじめご確認ください。

7 入札に必要な書類等（入札当日に持参するもの）

- (1) 市有財産売却一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）
- (2) 入札書（様式3）
- (3) 入札用封筒（入札書を入れて提出してください。）
- (4) 入札保証金（封筒に入れて提出してください。落札されなかった方には、入札終了後、返還します。落札された方には、売買契約締結後に返還します。）
- (5) 委任状（様式4）※申込者以外が入札に参加される場合に提出してください。
- (6) 印鑑（認印可）※入札書に押印するものと同じ印鑑

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札に際して不正のあった者のした入札
- (3) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (4) 金額を訂正し又は記名押印を欠いた入札書による入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき
- (7) その他「壱岐市財務規則」第77条に該当する場合

9 入札保証金 入札金額の100分の5以上の保証金

10 契約の締結及び売買代金の納入

- (1) 落札者との売買契約は、市が指定する期日まで（入札日から概ね7日以内）に別に定める「土地（建物）売買契約書」により締結するものとします。

ただし、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年3月1日条例第45号）第3条に該当する場合は、仮契約の締結とします。

- (2) 落札した売却物件について、上記4に規定する用途指定条件に違反し、又は公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、市は契約を締結しないことができるものとします。
- (3) 売買契約締結後、売買代金を市が指定する期日までに、市が発行する納入通知書または請求書により全額納入するものとします。

11 契約保証金 契約金額の100分の10以上の保証金

12 所有権移転及び物件の引き渡し

- (1) 売買代金が完納された後、市において土地の所有権移転の嘱託登記を行い、現状有姿のまま物件を引き渡します。

なお、建物の登記はなく、所有権移転登記時に課税される登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は落札者の負担とします。

- (2) 所有権移転後における地目変更等の登記については、市は一切行わないものとし、落札者が必要に応じて行うものとします。

13 その他の留意事項

- (1) 売却物件は現状有姿での引き渡しとなりますので、入札参加者は必ず事前に現地を確認してください。
- (2) 売却物件に隠れた瑕疵があっても、市はその責めを負わないものとします。